

平成30年第4回尾鷲市議会定例会会議録

平成30年12月4日（火曜日）

○議事日程（第2号）

平成30年12月4日（火）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第68号 尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第69号 職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第70号 尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第71号 尾鷲市福祉保健センターの設置及び管理に関する条
例の一部改正について
- 日程第 6 議案第72号 尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第73号 尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第74号 平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の
議決について
- 日程第 9 議案第75号 平成30年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正
予算（第2号）の議決について
- 日程第10 議案第76号 平成30年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補
正予算（第2号）の議決について
- 日程第11 議案第77号 平成30年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3
号）の議決について
- 日程第12 議案第78号 平成30年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1
号）の議決について
（質疑、委員会付託）
- 日程第13 陳情第 2号 尾鷲市クリーンセンター運営の中での、尾鷲浄化槽
協会の可能な限りの参加と協力に関する陳情
（委員会付託）
- 日程第14 一般質問

○出席議員（13名）

| | |
|-------------------|-----------------|
| 1 番 三 鬼 孝 之 議員 | 2 番 内 山 將 文 議員 |
| 3 番 奥 田 尚 佳 議員 | 4 番 楠 裕 次 議員 |
| 5 番 上 岡 雄 児 議員 | 6 番 三 鬼 和 昭 議員 |
| 7 番 村 田 幸 隆 議員 | 8 番 仲 明 議員 |
| 9 番 小 川 公 明 議員 | 10 番 南 靖 久 議員 |
| 11 番 高 村 泰 徳 議員 | 12 番 野 田 拓 雄 議員 |
| 13 番 濱 中 佳 芳 子 議員 | |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

| | |
|-------------|-----------|
| 市 長 | 加 藤 千 速 君 |
| 副 市 長 | 藤 吉 利 彦 君 |
| 会計管理者兼会計課長 | 佐 野 憲 司 君 |
| 政策調整課長 | 大 和 勝 浩 君 |
| 総務課長 | 下 村 新 吾 君 |
| 財政課長 | 宇 利 崇 君 |
| 防災危機管理課長 | 神 保 崇 君 |
| 税務課長 | 吉 沢 道 夫 君 |
| 市民サービス課長 | 内 山 雅 善 君 |
| 福祉保健課長 | 三 鬼 望 君 |
| 環境課長 | 竹 平 専 作 君 |
| 商工観光課長 | 北 村 琢 磨 君 |
| 商工観光課参事 | 芝 山 有 朋 君 |
| 水産農林課長 | 内 山 真 杉 君 |
| 建設課長 | 高 柳 伸 浩 君 |
| 水道部長 | 尾 上 廣 宣 君 |
| 尾鷲総合病院事務長 | 河 合 良 之 君 |
| 尾鷲総合病院総務課長 | 平 山 始 君 |
| 教 育 長 | 二 村 直 司 君 |
| 教育委員会教育総務課長 | 内 山 洋 輔 君 |

| | | | | | |
|---------------------|---|---|---|---|---|
| 教育委員会生涯学習課長 | 野 | 地 | 敬 | 史 | 君 |
| 教育委員会教育総務課学校教育担当調整監 | 大 | 川 | | 太 | 君 |
| 監 査 委 員 | 千 | 種 | 伯 | 行 | 君 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 仲 | | 浩 | 紀 | 君 |

○議会事務局職員出席者

| | | | | | |
|-----------------|---|---|---|---|--|
| 事 務 局 長 | 岩 | 本 | | 功 | |
| 事務局次長兼議事・調査係長 | 高 | 芝 | | 豊 | |
| 議 事 ・ 調 査 係 書 記 | 相 | 賀 | 智 | 惠 | |

[開議 午前10時00分]

議長（三鬼孝之議員） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第2号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において13番、濱中佳芳子議員、2番、内山將文議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第68号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」から日程第12、議案第78号「平成30年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの計11議案を一括議題といたします。

ただいまの議題の11議案につきましては既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております11議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 異議なしと認めます。よって、議題の11議案は、所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

次に、日程第13、陳情第2号「尾鷲市クリーンセンター運営の中での、尾鷲浄化槽協会の可能な限りの参加と協力に関する陳情」を議題といたします。

ただいま議題の陳情につきましては朗読を省略し、お手元の陳情文書表のお

り、所管の行政常任委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼孝之議員) 異議なしと認めます。よって、所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

次に、日程第14、一般質問に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、お手元の一般質問表に従い、順次これを許可することにいたします。

抽せんの順序により、最初に、3番、奥田尚佳議員。

[3番(奥田尚佳議員)登壇]

3番(奥田尚佳議員) 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は2点であります。

一つは、今後のまちづくりを考えると、広域ごみ焼却処理施設は本当にあの海辺で良いのかということと、もう一つは、職員2名が書類送検されている矢浜保育園用地買収問題ですが、再測量をすべきではないのかということであります。どうかよろしくお願いします。

まず、今後のまちづくりを考えると、広域ごみ焼却処理施設は本当にあの海辺で良いのかということについてであります。

冒頭に申し上げますが、尾鷲市の最高意思決定機関は、この尾鷲市議会であります。この尾鷲市議会は、発電所跡地に広域ごみ処理施設を建設することの採決は行っておりません。決議をしておりませんので、尾鷲市議会は、発電所跡地に広域ごみ処理施設を建設することについて一切合意をしておりません。ですので、私の今回の質問は、既に議会が合意したことを蒸し返し、うだうだと無駄な時間を使い、議会の合意を覆そうというものでは決してありませんので、御了承ください。

広域ごみ処理施設は、東紀州のごみを集め、24時間365日稼働のものであり、建設されれば半永久的に稼働する施設であります。ですので、その施設を尾鷲市内に建設するということは、尾鷲市民にとってとても重要な問題であり、どこに建設するかという問題は、尾鷲市の今後のまちづくりという点において非常に重要な問題であります。

これまでの経過を顧みますと、突然2月に開催された全員協議会という議員全員参加の会議において、市長は、中部電力からの提案により執行部が検討した結

果、発電所敷地内の1万6,000平方メートルを東紀州2市3町による広域ごみ処理施設の建設候補予定地に選定したという報告をしました。報告です。

この際、あくまでも一候補予定地、一候補予定地ということでの説明であり、今後、住民説明についても、市長みずから出席しながら説明納得してもらおうと市長は力説し、広報おわせを通じて中身をきちんと市民に知ってもらうことも重要であるとの説明も市長からありました。

しかし、その後、一候補予定地、一候補予定地であると強調し、市民への丁寧な説明を約束しながら、5月10日の生活文教常任委員会という会議において、広域ごみ処理施設の整備における進捗状況についてという議題で市長から説明ありました。進捗状況ということですから、文字どおり2月以降行ってきた住民説明会や、市民への広報等の進捗状況についての説明があるかと思いきや、そのような説明は一切なく、市長は5市町による広域ごみ処理施設の建設について、発電所構内において広域ごみ処理施設を建設したい旨の申し入れを中部電力に尾鷲市単独で近いうちに、近いうちにしたいということを再び突然に言われました。

通常議会における会議においては、資料を添付した上での説明が普通であります。しかし、このときは全く添付資料はありませんでした。そして、このとき市長は近いうちに申し入れをされると言われたはずですが、驚いたことに、何と翌日の5月11日に発電所構内において広域ごみ処理施設を建設したい旨の申し入れをしており、翌週5月17日には、中部電力からその承諾書を受け取ってありました。そして、さらにその翌週の5月25日には、中部電力と跡地利用の協定書が締結されましたが、議会への報告は事後報告、事後報告という形でありました。

私は、6月議会の中で、市民への説明が十分でない中、一候補予定地、一候補予定地であると強調しながら、ほかの候補予定地は一切示されず、市民や議会の同意も取りつけず、市長の独断でどんどんと進めていくことに一抹の不安を覚え、市長が言っていた広報おわせでの市民への周知はどうなっているのかという素朴な質問をさせていただきました。また、中部電力がごみ処理施設を建設してくれると思っている市民も多く、さまざまな市民の誤解があるので、市民への丁寧な説明を求め、市民にきちんとした判断材料を提供してほしいということも切実に訴えました。

そして、それを受けてか、8月の広報おわせに広域ごみ処理施設整備事業についてということで掲載され、その中で、広域ごみ処理施設の建設候補予定地として発電所跡を選定したと書かれておりました。

しかし、表面的なことしか書かれておらず、多くの市民が抱えている多くの誤解について、それを払拭するような説明は一切ありませんでした。また、とても重要な予算規模等についての記述も一切なく、現在示されている約66億円の建設費用の予算についての記載すらありませんでした。その予算には、取得する土地代や造成費用等が含まれておりません。財政難で来年度以降財源不足が生じ、予算がなかなか思うように組めないと言われている中で、概算の予算規模の記載が全くなかったわけであります。

さらに、エネルギーの有効活用で、温水や蒸気の活用、発電などが考えられるなどとうたっておりますが、現在示されている約66億円の建設費用の中には、廃熱費用等のための莫大な配管費用等の予算が含まれていないということも一切書かれておりませんでした。財政が厳しい状況で、広域ごみ処理施設の建設において中部電力がお金を出してくれるわけでありません。ましてや商工会議所等の民間がお金を出してくれるわけでありません。

温水や蒸気の活用、発電などを考えているのであれば、概算でもいいから幾らぐらいかかるのか、そして、今の尾鷲市の財政難の中で、実際どこまで実行可能なのか、きちんと市民に情報開示すべきであります。

すなわち、現在出ている概算の66億円、これは補助金が約16億円あると聞いております。ですが、残り50億円を5市町で負担するという試算であります、に含まれて、この66億円に含まれていない土地代や造成費用等は概算で幾らなのか、そして、温泉や蒸気の活用、発電などを考えているのであれば、さらに必要なプラントや配管整備等が概算で幾らかかるのか、そして、今の財政状況で一体耐えられるのか、概算でいいから、きちんと市民に目に見るように示すべきであります。

その後、議会には、またも事後報告でありましたが、8月24日におわせSEAモデル協議会たるものが尾鷲市と中部電力と商工会議所の三者によって設立されました。9月議会に示されたそのタイムスケジュールを拝見しますと、今年度末までにグランドデザインを策定するとなっており、市民サービス、文化、観光政策の拡充検討ということで、釣り桟橋等の検討を行うとなっております。

以前、商工会議所による発電所跡地の構想として示された青写真には、商業施設、産直市場というものが一部描かれております。産直市場とは、文字どおり産地直送の市場のことをいうのだと思われます。魚のまちだと言われる尾鷲市において、以前、市長自身も、3年以内には市場に食の拠点をつくると明言している

こともありますが、産地直送の施設や食の拠点と、広域ごみ処理施設との両立は果たして可能なのか疑問であるという市民の声もよく聞かれます。

私は、10月29日に矢浜で開かれた住民説明会を傍聴させていただきました。そこで真っ先に出た意見の中で、あんな海の端に広域のごみ処理施設を建設したら、風評被害で尾鷲市の水産業は壊滅するという意見がありました。実際そのような意見がかなりあるのは事実であり、海拔4メートルという浸水域に行政施設であるごみ処理施設を建設することに首をかしげる方々が多いですが、風評被害による水産業の壊滅を心配する声も同じくらい多く聞かれます。

また、矢浜で開かれた住民説明会では、1時間ほどの質疑応答において、初めから終わりまで終始、発電所跡地への建設反対の意見や、建設への厳しい意見ばかりで、賛成意見は一つもありませんでした。一つもありませんでした、皆さん。やはりあの海辺に広域ごみ処理施設の建設はおかしいし反対であるというのがまさに市民の世論、市民の世論であると改めて認識した次第であります。私は、市民の世論として、あの発電所跡地への広域ごみ処理施設の建設の方針を即刻再考すべきであり、山側に建設するなど方向転換をすべきであると強く思われます。

それなのに、先週の11月27日に開催された行政常任委員会において、発電所跡地の一角を建設候補予定地の敷地選定ということで報告がありました。その中で、今後の具体的な計画はこれからであるとか、今後、5市町での検討事項と明言を避けましたが、それ以外の建設用地は考えていないと言いながら、あくまでこの場所は建設候補予定地という曖昧な表現や、市長の説明責任の余りのなさに憤りさえ覚えました。まさに完全な議会軽視、市民軽視であります。

振り返ってみますと、2月からあくまで一候補予定地と言いながら、ほかの候補予定地についての比較検討を議会や市民に一切示さず、また、議会や市民の声に耳を傾けることもなく、議会においても議論をさせず、市長の独断で事を進めるというのは、民主主義の根幹を揺るがす議会制民主主義を否定するやり方であり、決して許されるものではありません。報告することと、納得、了解してもらふこととは全く別物であります。市長は、報告すれば納得、了解してもらえたという思い込みがあるのか、議会なんかどうでもよく、市長は何をやっても許されるというおごりがあるのか知りませんが、市長が独断で何をやってもよいなら、チェック機関である議会は全く不要であります。

今の市長のやり方は、ある意味独裁政治であり、リーダーシップとは全く違います。しかし、市民の方々の多くの矛先は、市長ではなく、議会は何をやっている

るんだというように議会に向けられております。10月の議会報告会の中でも話題になりましたが、尾鷲市が以前合併できなくて、隣の熊野市や紀北町に完全に置いていかれ、財政的にもかなりの差をつけられていることについても、当時の市長や執行部ではなく、議会の責任を迫及する声はかなり市民の間から上がっているほどであります。

冒頭で申し上げたように、現在、議会は採決をしておりません。あの場所でのいと決して認めてはいません。しかし、市民の方々から、議会は何をやっているんだ、議会でしっかり議論しろとよという厳しい意見がかなり出ております。まさに市民の皆様から、私を含め議会の資質が、議会の資質がですよ、現在問われております。市民の世論を無視し、議会の採決も得ず、議会の議論もやらせず、なし崩し的に事を進めるということは、民主主義の世の中において、まさに暴挙であります。暴挙であります。

そこで、市長に再確認ですが、水産振興等や観光、定住移住等、今後のまちづくりを考えると、あの海辺でよいと本当にお考えなのか、市長のお考えを聞かせてください。

次に、職員2名が書類送検されている矢浜保育園用地買収問題ですが、再測量すべきじゃないかということでもあります。

10月10日付で、岩田前市長と職員2名の合わせて3名が尾鷲警察署から津地方検察庁に書類送検されました。これは、今から4年ほど前の平成26年7月に契約が交わされた矢浜保育園用地買収の際の問題について、市民の方からことし3月に尾鷲警察署に告発状が提出されたものであります。告発状を拝見しますと、二つの問題が指摘されております。

一つは、3本の15年物のイチジクを含む果樹補償についてであり、イチジクが存在しないのに果樹補償をし、大事な税金が使われたということでもあります。確かに3本もの15年を経過しているような大きなイチジクの木は、契約日の10カ月ほど前の土地評価時の際に撮影された写真にも一切写っておりません。また、契約日の3カ月ほど前の平成26年4月に作成された報告書を見ますと、福祉保健課長と福祉保健課の前係長は、実際に現地で幹径をはかり、幹径というのは幹の直径であります、この幹の直径をはかり、幹の直径27センチ、23センチ、22.5センチの3本の大木があったと報告書を作成し、最終決裁を受け、補償金を支払っております。

しかし、土地評価時の際に撮影された写真を見る限り、どう見てもイチジクの

木は一本もありません。一本もありません。

もう一つの問題ですが、もう一つの問題は、売買面積の水増しであります。

通常、土地の売買の際は、近隣の方々に立ち会いをしてもらい、きちんと測量をして、法務局にそのことをきちんと登記をした上で売買を行います。このきちんとした測量のことを境界確定測量といいます。

しかし、この矢浜保育園の土地の取得において、きちんとした測量、すなわち境界確定測量は行われておりません。ですので、登記上は1,834平方メートルであるにもかかわらず、2,024平方メートルで売買が行われており、190平方メートル登記上の面積より多い面積で売買が行われていることに疑問が生じるのは当然のことです。

この件については、一応土地の所有者の方々だけで、自分の土地はここまであるといった測量は行われております。これを現況測量といいます。近隣の方々の立ち会いがないため、法務局での登記はできません。ですので、2,024平方メートルで売買されながら、現在でも登記上は1,834平方メートルとなっております。

告発状によりますと、さらにおかしなのは、保育園の東側に水路がありますが、測量時に水路の内側が、水路の内側ですね、道側じゃなくて、市道がありますけれども、水路の内側が境界となっておりますが、建設後は、その水路が埋められ、水路部分も含めて売買面積かつ建設面積とされている点であります。すなわち、測量時は水路の内側までの面積が2,024平方メートルであったということですが、造成時に埋められた水路を含む建設面積が売買面積の2,024平方メートルであるというのは明らかにおかしく、土地の売買面積を水増ししているのではないかという主張であります。

そこで、市長にお尋ねいたします。

刑事事件となっている矢浜保育園の用地をきちんと測量すべきだと思われませんが、市長のお考えを聞かせてください。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 奥田議員の御質問に対してお答えさせていただきたいと存じます。

まず、第1点目の広域ごみ処理施設建設候補予定地につきましては、中部電力から提案を受けまして、尾鷲三田火力発電所構内において、バイオマス発電に加

え、広域ごみ処理施設の焼却時に発生する熱エネルギーも有効活用し、地産地消エネルギーの供給拠点として、将来的に産業の振興等につながるまちづくりを目指したいとして選定したところでございます。

本市としましては、地域住民への説明や説明会あるいは広報おわせの掲載など、広域ごみ処理施設の整備事業について用地選定経緯や環境保全対策、進捗状況を御説明しながら進めております。

また、さきの委員会で御説明させていただきましたように、関係市町と一部事務組合設立に向けて、来年4月には一部事務組合設立準備会を設置できるよう協議を進めており、発電所構内において建設候補予定地の位置選定についても関係市町で協議した内容を御説明させていただいたところでございます。

中部電力のボイラー架構や3号本館が活用できれば、施設の整備費用の削減や整備期間の短縮、あるいは津波などの浸水対策になる可能性があるとして、この既存施設及び隣接する空地、空き地を含め、この位置での整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、広域ごみ処理施設から発生する熱エネルギーの活用方法については、一部事務組合で策定することになるごみ処理施設基本計画においてその詳細が明らかになるものと考えておりますが、本市尾鷲市商工会議所、そして、中部電力のおわせSEAモデル協議会で検討している跡地活用に対し、今後、エネルギー供給施設の一つとして検討してまいりたいと考えております。

施設が近くにあることで、市民の方がごみを持ちやすくなります。一方で、施設の周辺に人が集い、訪れた人が憩える場所として環境整備に取り組まなければならない、このように考えております。

次に、矢浜保育園用地の再測量についてですが、同保育園用地の測量については、既に土地測量の専門家である三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託したものであり、再測量の必要はないものと考えております。

以上、御回答申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） それでは、引き続き質問させていただきます。

まず、二つ目の矢浜保育園用地買収問題の今は書類送検までされているという状況で、警察庁がどう判断するのかは置いておいて、再測量はしないという、市長、言われましたけど、市長に例えば、まずお聞きしたいんですけども、土地を買うとしますよね。家を建てたりするのに土地を100坪ぐらいね。100坪、

1万ぐらいとしましょう、坪1万。で、100万円で買えるなどと思っておったりしますね、市長が買いたい土地。それが直前になって、売り手のほうから、これは120坪なんですよと。登記簿上は100坪だけれども、120坪あるんですと。だから、坪1万円で120万円ですと言われて、登記簿上は100坪ですよ。そういう土地、買います。その売り手が近隣の立ち会いをしていないから、120坪あるんやけれども、120坪の登記はできないんですよと。登記簿上は100坪やと。でも、その120坪として、市長、買いますか。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） そういう想定に関する質問に対しては、私としてはお答えすることはできません。

議長（三鬼孝之議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 想定やなくて、どうですか、買いますかということだけ、単純な質問なので。買いますかと言っているんです。120坪で買うても、登記簿上が100坪やった。買いますかと。気持ち悪いですよね。120坪で買うておるのに、登記簿上100坪なんですよ。どれだけ120坪で買うたんやと言うても、いや、登記簿上100坪やったとなりますよね。どうですか。いや、素朴な疑問でしょう。どうですか、買いますかということを知っているんですよ。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） あくまでも想定でございまして、本件については、要は再測量すべきかどうかという件について御質問された中で、そういう想定の話の中で、私自身のそのお答えを出すことは控えさせていただきたいと思っております。

議長（三鬼孝之議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） いつもそうやって逃げますね、市長ね。これぐらい答えてくださいよ。でも、やっぱり気持ち悪いと思っているから答えないんですよ、市長ね。気持ち悪いですよ。だって、120坪で買うたら、登記簿上120坪にしてほしいですよ。それを、近隣の方々の立ち会いがないから、立ち会いがないと登記できないんですからね。120坪で買うたという、それを、今の話やと、行政はそれを120坪で買うておるわけですけどね。おかしいですよ、市長ね。大変おかしいと思うんやけれども。

これは置いておいて、この件につきましては、市長、御存じがどうかわかりません。住民監査請求も行われて、住民訴訟という裁判まで行われております。

その中で、イチジクの問題がありましてね。これ、私、情報公開請求でとりま

したけれども、このイチジクの補償問題というのは、議会にも隠していたんですよ。市長、御存じない。2年前の私は、予算決算常任委員会、私、委員長でしたけれども、この隠しておる、こんなもの隠しておって、隠蔽やということで、議会の軽視しているということで、委員長報告まで私はわざわざ入れましたけどね。これ、隠していたんですよ、完全に。この果樹の補償をね。隠して土地代に含めていたんですよ。で、僕は、これ、情報公開請求をとって初めてわかったんですよ、これ。

このイチジクなんですけど、27センチ、23センチ、22.5センチの幹の直径があったんだということで、報告書をこうやって上げて、それで市長の決裁を受けておるんですよ。それで払われておるんですね。

で、これを私は一般質問でも2回取り上げました。委員会でも何回も取り上げておるんですよ、御存じだと思いますけどね。代表監査、御存じやね。何回も取り上げています。委員会でも何回も取り上げておる。それでも、この訂正の話は全然しなかった。

でもね、市長。これ、住民訴訟という住民監査請求がありました。住民訴訟という裁判が行われたんですけど、裁判所では、いきなり、間違っていましたと市は訂正したんですよ。直径じゃなくて円周でしたと。僕はね、これ、議会にはまだ報告ないですけど、全然あれからね。こんなでたらめ言うているんですよ。これね、皆さん、ちょっと見てほしいんですけどね。直径27センチといたらこんなのですよ、例えば、27センチね。結構でかい幹がね、でかい木じゃないですか。で、円周27センチってこんなものなんです。直径でいう3分の1以下、8.6センチですからね、直径。こんな間違えます。測量、自分が現地を見て、円周が27センチのこんな木があったとします。それを報告書にですよ、市長。直径が27センチのこんな大きいのがありましたと、これ、小学生も間違えませんよ。小学生でもといたらちょっと語弊がありますが、小学生の高学年でも間違えませんよ。先生に、あそこの木の幹はかってこいよと言われて、どれだけあるかはかってこいと言われて、円周27センチのこんなのはかったとします。それを先生に、直径27センチのこんなありましたと報告しますか。市長、しますか。僕はこれ、おかしくてしょうがないんですよ。こういう、僕は小学生の高学年でも間違えないようなこれ、これを僕は、どうですか、単純ミスというんですか。間違えます、これ。はかってこれだけだったら、これで報告するでしょう。何でオーバーにこうやって報告するんですか。全然違うじゃないですか、

大きさが。これを単純なミスというんですか。

それも、議会で私は何回も追及しているが、そのときは何にも訂正しなかった。裁判になって初めて、あっ、実は間違っていましたと、直径27センチは間違いですと、円周27センチでしたって、ちょっとふざけていませんか。その訂正の報告も議会には一切ないんですよ、それから。裁判所では訂正しましたけどね。裁判所では訂正しましたけど、議会では訂正してないんですよ、市長。

ましてや、この27センチ、存在しません。これ、2年前の12月議会、生活文教常任委員会で福祉保健課長が示されたものです。イチジク、どこにあるんやと、ここに、この草むらですよ。この草むらにあるというんですよ。ここに円周27センチの木、23.5センチ、22センチの大木ありますか、15年物の。ありますか、市長、これ。ないですよ、こんなの。だから、私は、検証して真相を、再測量せんとするんやけれども、これは、僕は検証して真相を究明すべきだと思いますけど、いかがですか。時間がないです。早く答えてください。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほどの件につきましては、私はその経緯について詳しくはあれていませんけれども、結果については、こういう訴訟については却下されたということについてはお聞きしております。

既にももう何度も、先ほども申しましたように、土地測量につきましては、専門家の三重県公共嘱託登記土地家屋調査士会という専門家にお任せして、これでやっておりますので、私としては再測量の必要はないものと考えております。

議長（三鬼孝之議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） そうやって市長は逃げますけどね、再測量しないなんて、これ、真相も究明しないというとなんですかね。

でも、市長ね、今、財政難ですよ。市長も最近やっとわかったのかもしれないけど、この財政難の中で、やっぱりより透明性を持った財政運営にせないかと思うんですよ。

で、いろんな要望ありますよね、市民からの。その中でも、リニアックの件もそうやけどね、お金がないからできないんですという説明をせなあかんやないですか。そういう説明をこれからもどんどんせなあかんですよ。せなあかんというか、する機会が、僕は、市長、ふえるんじゃないかな。やっと財政が厳しいことわかったわけですから。あれもやる、これもやると言いながらできないというのもやっとわかったわけですから。だから、市民の方に説明するときに、僕、そう

いう説明をしたとしても、こういうことがあると、おまえら無駄遣いしておるやないかと、俺らの税金を無駄遣いしておるやろと。無駄遣いしておるくせに、俺らの要望聞かんのかいと言われますよ、もちろん、これ。そう思いません。だからこそ、私は、市民に説明できる、説得力のあることをせなあかんと思うんですよ。

でね、僕は、市長、ポリグラフって御存じですか、ポリグラフ、うそ発見器、御存じですかね。体中に心電図みたいなのをいっぱいつけられるやつですよ。僕は、この2名の職員、こんな報告書をつくっておるわけですから、僕はこのポリグラフを受けるべきじゃないかと思っておるわけなんだけれども、このポリグラフ、僕、数年前に受けました。皆さん御存じのように、冤罪事件に巻き込まれて、私はこれ、大阪まで行って3時間ほど受けたんです。それも、山村先生という法医学の専門家で、医学博士なんですよ。ポリグラフの日本でも一番と言われるぐらいの権威者、論文もたくさん書いていて、本も書いています、当然。で、扱っている、この人は、科捜研って御存じでしょう。科捜研の女ってやっているじゃないですか、沢口靖子ですか。あの科捜研にずっと勤めていた方で、ポリグラフの、うそ発見器の専門家でもあるんですよ。で、これ、履歴書でありまして、いろんな殺人事件とか、凶悪事件とか扱っておるんです。皆さん御存じない、僕、ちょっとずっと見ていたら、よど号の乗っ取り事件ってありましたよね。あれでもこのポリグラフを使われておるんですよ、刑事裁判でね。裁判所もサインします。それから、あと、神戸の須磨区であった幼児の殺傷事件ってありましたでしょう。そういうのにもかかわっている先生なんですよ。非常に権威ある先生なんです、この山村先生。その先生のところに行って、僕は3時間ほど受けてきたんですよ。

それで、これ、僕は非常に精度が高いんですよ、このポリグラフ。というのは、ちょっと説明しますと、最初に1枚、1から7までのカードを見せるんですよ。その中から1枚とってくれというんです。で、1枚とります。で、それを1ですか、2ですかと聞いてくるんですけど、全部いいえで答えるんですよ。1ですか、いいえ。2ですか、いいえと。ずっといって、7ですか、いいえと。で、それを、じゃ、全部いいえで答えるということは、手元に持っているカードというのは1個うそになりますよね。それをすぐ言い当てるんですよ。あなたの持っているカードは何番ですと。これ、すごいですよ。僕、半信半疑で受けに行っただけなんですけど、すごいなと思った。これ、1回だけじゃないんですよ。それで、僕

は、これ、おかしいなと思って、ほかごとを考えながら、何にも考えんと1枚もう一回とって、それで、1からいいえ、いいえと全部答えたんですよ、1から7までね。そうしたら、またすぐにあなたの持っているカードは何番ですとすぐ当ててますよ。僕は、それで、この装置はすごいなと思ったんですよ。

それはそれとして、私はこれ、数年前に受けてきて、有罪ありきの刑事裁判でありましたので、取り上げてもらえませんが、民事裁判では当然取り上げてもらいました。このポリグラフの鑑定書、物すごく、これ、3時間やった資料ですので、この鑑定書は取り上げてもらったんですね。

で、私は何を言いたいかというと、さっき申し上げたように、このポリグラフを2名の職員にやってこいとは僕、言いません。やったらいいのになと思うんですね。自分たちが本当にこれ、間違えて、意図的じゃなくて単純なミスをしたというのならば、それと、本当にイチジクがあるというなら、こういうポリグラフを受けたらどうかとは思いますが、受けてこいとは言いません。私が何を言いたいかというと、このポリグラフの鑑定書にね、市長。このポリグラフの鑑定書は、僕の無実を証明するものですよ、エビデンスです。冤罪事件になっておりますけれども、これは、僕の無実を証明するものですよ。マスコミは何ら取材もしてくれませんがね。これは私の無実を証明するものです、これ、この鑑定書は。

ですから、何を言いたいかというと、市長も問題がない、問題がないんだと、さっきも県のどうのこう言って、問題がないなら、こういうエビデンス、証拠をきちっと示さないかん、市民の方に。これから困りますよ、市長。あれもやってくれ、これもやってくれと言われたときに、お金がないからできないんだと言って、市民の方が、じゃ、こんな矢浜保育園の用地なんか、おまえ、無駄なお金使うてやな、こんな違法行為しておってやなと言われる可能性あるじゃないですか。だから、問題がないなら問題がないで、こういうポリグラフの鑑定書みたいなものをやっぱり手元に持っておくという意味で、再測量すべきじゃないかなと僕は思うんですけど、いかがですか。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、議員の本件についての問題点というのか、この問題については、私は損害賠償等請求住民訴訟という中で、既にこれはもう却下されて、勝訴が確定したわけなんですよ。そうした中で、もう私自身は、この案件は終了したものであると、そういう認識を持っております。

うそ発見器云々等々で、恐らく議員がおっしゃりたいのは、要するに本市の職員が書類送致されたということについておっしゃられていることだと思っております。この案件については、平成28年12月に提出されました損害賠償等請求住民訴訟、これにかかわる今回の場合は刑事告発、これと認識しております。その場合に、まず、この書類送致というのはどうなのかということを一応聞いてみたんですけども、書類送致とは、一般的に警察のほうでは書類送検云々等々と言っているみたいなんですけど、実際には書類送致、これについては、事件を取り扱う主体が警察から検察に移る、ただ単なる手続に過ぎないわけだと。で、最終的な刑事処分というのはまだ出ていないわけだというふうな形で、私どもの顧問弁護士のほうから伺っております。

また、今回の告発については、私どもの尾鷲市が告発されたものではなくて、被告発人に対しても、何ら問い合わせもないのが現状であり、したがって、現段階でこれについてどうだどうだというコメントをすることは差し控えさせていただきますと、このように思っております。

議長（三鬼孝之議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 今のお話を聞いていて、市長、二つ間違いがあると思います。

一つは、これ、今勝訴していると言いましたけれども、これ、住民監査請求も住民訴訟も1年を超えているからということで却下しただけなんですよ。中身の検討は一切していません。代表監査、そうですよね。中身の精査、何にもしていないんですよ。

で、今回、告発状を尾鷲警察が受理して書類送検したのは、これは、時効が5年だから。まだ来年の7月まであるから、きちっと精査して、そして、問題があるから書類送検しているんですよ。だから、問題がないということは、勝訴しているというのは、これ、間違いです。これ、まず1点。

で、もう一つは、単なる書類送検で問題ないんだと言いますよね。でも、僕がさっき申し上げたこの冤罪事件でも、書類送検されたということで、物すごいマスコミには取り上げられたんですよ。市長のコメントまで載せられましたよ、当時の。大々的に騒ぎました、みんな。書類送検というのは、非常に重いものですよ。書類があっちへ行っているんだからね。警察の捜査を終えて、検察庁へ行っているわけですから。どういう判断するかわかりませんよ。わからないけれども、非常に重要なことですよ、これ。だったら、書類送検が何も問題ないなら、何で僕のこの冤罪事件で、大々的に取り上げるんですか、マスコミが。なぜそのとき

の市長がコメントするのですか。おかしいじゃないですか。その辺のところの間違っておる。2点、間違っていることが指摘しておきます。

それと、市長、だから、老婆心ながら僕、言っておるんですよ。これからの財政運営を考えた場合に、市民からのクレームがないように、こういうさっきのポリグラフの鑑定、これ、例えの話ですよ。鑑定書みたいなもののためにも再測量して、私どもは再測量をして問題がなかったんですよと、そういうエビデンスが必要、証拠物が必要じゃないかということを僕は言っているんです。わからないかな。

それで、例えば、市長、その告発人が自腹で測量するから協力してくださいと言われたらどうされます。協力してもらえますか。今言っていますけど、自腹でやるということをやられていますけど、市長、どうですか、それは。時間ないので。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 何度も申し上げました。再測量は必要ないと考えております。

議長（三鬼孝之議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 逃げますね。これ、こういうのを聞いていると、やっぱり不正があったのかなと思えてきますね、市長ね。何でそれを証明する、こういうポリグラフ鑑定書みたいな形で、私どもは再測量しましたと。近隣の住民の方にも来てもらいましたということをしなかな。やっぱり不正があったのかなと勘ぐってしまいますね。もうちょいよく考えてほしいなと思いますけど、時間がないので、次、行きます。

例えば、1番ですけれども、市長にまた例え話で聞くんですけど、ごみ焼却処理施設とトイレ、家のトイレね、家のトイレと一緒にしちやだめだと思えますけど、例えば、家を建てるときに、リビングの真ん中にトイレつくりますか。窓際にトイレを置きますか。それも共同ですよ。隣近所の人たちのための共同のトイレをリビングの真ん中、窓際につくりますか。普通は目にできれば触れないところにトイレをつくると思いますが、どうですか。リビングの真ん中に共同トイレ、窓際に共同トイレ、つくりますか。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） いろんな例を出していただくのは結構なんですけれども、あくまでも私どもについては、この中部電力の発電所用地内で、要するにバイオマスを含めたごみ焼却施設をつくって、その後の融合ということで、どういう形でつ

くっていくかということは、SEAモデル協議会できちんと検討していると。ですから、それについて、確かにごみ施設というのは、おっしゃるように迷惑施設なんです。だけれども、最近はこの迷惑施設って過去に言われたんですけども、既にもうこういう施設については、環境アセスメントもきちんとクリアしているし、それ以上のことをやっている。もう市民の生活にとっても非常に重要なものであって、本当に問題のない施設だと思っているわけなんです。

ただ、景観ということについては、あそこにごみというのは、おっしゃっているような、そういうあれだったら、それについては、私は、景観についてはきちんと、その環境設備というものをきちんとやっていきたいと思っております。そういう話でございます。

議長（三鬼孝之議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） いや、僕は、窓際につくるか、リビングの真ん中につくりま
すかと聞いているんです。また、答えてくれませんか。何でそうやってはぐらか
すんですか。はぐらかすの得意ですね、市長ね。

1個だけ聞きます。議会はあそこへつくるということを採決していませんよね。
どうですか、市長。答えてください。採決していますか。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） あくまでも、この最終……。

3番（奥田尚佳議員） 採決していますかだけ聞いているんですよ。聞いたことだけ
答えてください。採決していますか。

市長（加藤千速君） こちらのほうから説明、報告等は何回も手順に従って行ってお
ります。

議長（三鬼孝之議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 採決はしていますかということを聞いているんです。的確に
お答えください。採決していますか。はいかいいえかだけでいいです。

（「採決してないんやろう」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 採決までに行くよりも、採決は、結論から言ってはまだしてお
りません。だけれども、報告、説明をして、まだ今、採決の段階ではないと。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 議会は採決しておりません。だから、決定していません。議

会は認めておりません。承認していません。決定地ではありませんよね、市長ね。

それで、まだ、僕は、今の尾鷲市の異常事態だと思うんです。そうやってはぐらかす市長を見ていて、今の尾鷲市、本当に異常事態だろうと僕は思っています。

また例え話をしますけど、例えば、市長、Aさんという人を好きになったとしますね、Aさんという人を、例え話ですけど。で、市長のイニシャルを使いますね、Kさん。KさんがAさんのことを一方的に好きになったとします。で、結婚したいなと思ったとしますね、例え話ですよ。で、Aさんとは面識ないんですよ。一方的に好きだけ。それを、KさんがAさんに結婚してくださいと言ったとします。それと同時に、その前に、同時期かその前か、マスコミにKさんがAさんと結婚するんだという報道をしてもらったとしますね、報道をしてもらった。Aさん、困りますよね。困りませんか、一方的に言われて。ストーカーみたいなものですよね。それをまた、それで、相手のことを考えずに、今度はKさんがAさんに結婚の申し入れをしますとします、申し入れ。それも、勝手にマスコミに発表して、KさんはAさんに結婚の申し込みをしますよと、勝手にマスコミにばらまいて、発表したとします。これまた、Aさん、困りますよ。困りますよね。で、それを新聞とか、新聞報道を見た人、例えばね。あっ、KさんとAさんって結婚するんやと思ってしまいますよね。思ってしまいませんか。だから、僕、相手のあることですから、相手に自分の思いを伝えることと、相手がそれを納得、合意すること、全く別物ですよ。違いますか。だから、自分の思い通りに世の中が動くわけじゃないじゃないですか。そんなことがあったら大変なことですよ。大変なことですよね。

だから、議会に自分の思いを伝える、新聞発表しても、それは勝手ですよ、あなたの。あなたの勝手や。でも、議会に自分の思いを伝えることと、議会がそれを納得して了解することは全く違いますよね、違いませんか。特に、この行政というところは、民間と違って、さっきも言ったように、税金を扱うんですよ、税金をね。税金を扱うから、勝手に税金を使われても困りますよ、市長の独断で。だから議会があるんですよ。チェック機関の議会があるんですよ。だから、行政手続というものがいいんです、行政手続。で、チェック機関の議会があると。

だから、市長の気持ちはわかりますよ。議会なんてあって面倒くさいねと。あと、新聞に先に発表しておいて、決まったと言うておいてやな。ほいで、後は議会なんか適当報告しておいたらそれでええわと、そういう気持ち、わからんではないですよ、市長。わからんでもない、僕もそこへ座ったから。あなたの気持ち、

手にとるようにわかります。

でも、ここは尾鷲市という行政機関ですよ、行政機関。で、予算を初めいろんな審議をするこの議会という場があるんですよ、議会がね。で、議会を完全に無視した市長の行政手法というのは、完全に間違っています。だから、私は尾鷲市は異常事態やなというふうに思っているわけなんですけど、市長はね、僕も気持ちはわからんでもない、僕はそこにおったからわかるんですけど、焦っておるんじゃないかなと思うんですよ。早くごみ焼却施設、決めなあかんなと。だから、この前の、先週の委員会でもあそこに置かないといけないんだと。ほいで、一候補予定地やと言いながら、ほかの予定地を示さんと、グランドデザインは先に描いて、お金のことは後でええんやと、とにかくあそこにごみ焼き場をつくらなあかんのやと言われました。でも、それは、僕は市民をだましているような感じがしましてね。やっぱり議会軽視ですよ、それは。

市長、これね。いろんな声が、市民の声があります。市長はあれをやる、これをやると言いました。リニアックもそう。ごめんなさいね、何回も言って、リニアック。で、北輪内に小学校を一つ残しておく。それから、九鬼の人もこの前、言っていましたね。九鬼には公衆トイレをつくるという公約されたらしいですね。それから、尾鷲中学校の給食、これもすぐやりますと言われていました。こういう公約したことを何にもやらんでおってね、それで、こういうことをぼーんと新聞社使って、やると尾鷲市が決めたんだと。やる。D P Cも一緒やないですか。D P Cなんて、4年間何にも話していなかったんですよ。それで、去年の新改革プランでもない。市長が七つのプロジェクトをしましたが、それにもない。それを突然、ぼーんとD P Cやるんだと。こういうことをやるから、市民から今、違和感なり不信感が出ているんですけれどもね。

僕が何を言いたいかというと、でも、市民は市長にやさしいですよ。市長の批判はあるけれども、議会が悪いというんですよ、議会が悪い。だから、それが困るんですわ。合併の件もそうなんですけどね。だから、お願いなんですよ。今、議会の資質が問われているから。僕らが困るんですよ。市長はええけどね。だから、再考してくださいと言っているんです。そこ、わかりませんか、市長。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 私は常に、議会との情報共有ということをしなが、いろいろなことは、形の中で手順を踏まえて、いろいろ情報共有しながら、あるいは意見を求めたり等、これは十分私はやっていると思っています。

今回のこの広域ごみ処理施設につきましても、正直申しまして、この案件というのは平成24年から、ずっとどこにしようか、どこにしようかとのいうのは、問題は全部わかっていながら、どこにしようか、どこにしようかと、場所の選定ということが非常に大きな問題で今日に至っているという事実があるわけなんです。

一方では、ほかの広域5市町についても、そういう清掃工場の施設がもう完全に老朽化してきた。早くこれはやらなきゃならないということについては、ごみごもし、このごみ焼却施設、こういう清掃工場がつぶれた場合には、本当に尾鷲中ごみの山になると。まず、やっぱりこれを先につくらなきゃならないということは、前の市長からの要するに引き継ぎ事項として、この1年4カ月余り、この件については、私としては一応十分やってきた思うという話なんです。

(「的確に答えてくれんかね」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼孝之議員) 3番、奥田議員。

3番(奥田尚佳議員) 的確に答えてくださいよ。我々議会が困るから、どう思います、再考してくださいと言っているんですから。そうやっていつも逃げますよね。曖昧な表現を繰り返して議会をだまそうとする。市民をだまそうとする。市長、得意ですね。言葉巧みやわ、聞いておってもう改めて思いましたけれども。

それで、矢浜の説明会、10月の、私は傍聴させてもらいましたけど、その中で、なぜ広域のごみ処理施設が尾鷲なのかという意見もかなり出ていました。確かに議会でも、尾鷲市に広域のごみ処理施設をつくるということを議会でも議論していないし、決議もしていませんよ。そのことをとやかく言うつもりはないですけど、尾鷲市に建設するのなら、市長も曖昧なことを言わんと、5市町の協議の前に、尾鷲市民の了解と同意は、やっぱり僕は絶対必要だと思いますし、尾鷲市議会もやっぱり審議を十分尽くした上で合意しないとイケないと僕は思うんですよ。

でね、これ、小さい事業じゃないんですよ。66億円ですよ、今出ているの。これ以上に、僕は100億円規模だなと思っているんですけど、この66億円の建設費用をたたき台としていて、バイオマス発電を中電はやると言っています。これはやらしてもらえば結構やと私は思うんですけど、これが、プレスリリースですか、最初の発表では1万キロワットという話でしたけど、何か最近の話だと2,000キロワット、環境課長ね。2,000キロワットしかやらないということなんです。これ、どういう規模かという、これまで87万キロあったんです

よ、87万キロ、出力。それがたった2,000キロですので、これまでの中電のあそこの発電所で起こしていた電力、その約500分の1です、500分の1。だから、敷地もすごい狭いスペースでいいみたいですね。これは、四日市、再来年、四日市やります。そこは4万9,000キロワット。だから、それに比べても25分の1、かなり小さいものですよ、小さいものです。

これは、ごみの焼却施設とバイオマス発電とは全く別物であるという話を私は何回も質問し、執行部は答えています。答えているけど一緒にやるんやみたいなの話もあるんでね、これ、矛盾しているんですけども、熱利用とかいいながら、その具体的な計画も示さない。それは、木質のバイオマス発電なんですけど、これは木材を燃焼させて、皆さん御存じやと思いますけど、木材を燃焼させて、タービンを回して、そして、済みません、燃焼させて、水を沸騰させて、だから、お湯を沸かすんですよね、お湯を沸かしてタービンを回して、水蒸気でタービンを回して発電する仕組みなんですけど。で、木材を材料に使うということなんです。これまでの石油じゃなくてね。で、森林組合を通して、2,000キロワットやったら、年間2万トンぐらいの間伐材とか、そういうものは要るらしいです。

で、森林組合の話だと、集積した木のチップが、乾燥しておったほうがいいと、これ、当然ですよ、燃やすんですから。乾燥しておったほうがいいでしょう。だから、乾燥したら熱効率上がりますよね、燃焼効率。だから、それを考えると、明らかに海の端に持っていく必要なんかないんですよ。山側でいいじゃないですか。あっち、湿気多いですよ。高潮の心配もあります。そんなところに集積場、当然要りますよね、持っていく必要ないんですよ。

中電さんがあそこにやるというのなら、僕は言いませんけど、ただ、私が思うのは、中部電力の全体の敷地、発電所のところが約10万坪、で、東邦の跡地が野球場を含めて10万坪あります。で、僕は思うのは、尾鷲木材市場があそこに、山の手にありますよね。で、その隣に尾鷲ヒノキ内装材加工協同組合が移りましたよ、光ヶ丘から。で、そこにも僕、近いからね、内装材の人に話を聞くと、バイオマスをやるんやったら、その熱を乾燥剤として、乾燥するのに使いたいという話もあるんですよ、これ、半年ぐらい前からね。だから、そういう意味で考えると、僕は東邦跡地のほうが、あんな海の端より東邦跡地のほうがよっぽどいいんじゃないかと僕は思うんですよ。そして、ごみ焼き場も東邦跡地がいいんじゃないですか、高台なんかも。

さっきも申し上げたように、広域ごみ処理施設、これ、1万6,000平方メートルです。約5,000坪、いいですか、5,000坪。で、さっき言ったように、木質バイオマス発電、たった2,000キロワットですから、今までの500分の1ですよ。本当、広場みたいな、よく言って数千坪という話やったかな。だから、5,000坪と数千坪、両方合わせても1万坪ないんですよ。だから、市長は10万坪の広大な敷地があるんだと言いながら、ごみ焼却施設とバイオマス発電、両方合わせても1万坪もないんですね。

で、発電所跡、この前も私ら見学に行きましたけど、視察に行きましたけれども、西側の送電線を残さないといけない。ほいで、今、煙突が立っています。煙突が立っているすごい敷地、ありますよね。遠くから見ると小さいトンネルに見えますけど、近くに行くと、どえらいですよ、どえらい敷地ですよ。そこも、何か基礎の関係で建物は建てられないと。で、その南側の瓦れきや何か置いていました、瓦れきと言ったら失礼ですけど、何か残骸が置いていましたけど、そこも何か使えないんです。建物が建てられないというね。だから、発電所で10万坪のところというのは、かなり制約があるんですね。市長は、広大な土地なんですよ、広大だからそこにつくるんですよというような話とか言われていますけど、そうでもない。

ほいで、広大な土地と、エネルギー化と、これ、矢浜の説明会でも言われていましたけど、エネルギー拠点というんやったら、少なくとも旧町内ぐらい要るやろうと。あんなところでやる。今言ったように1万坪もないようなところで、使えるところが、何がエネルギー拠点ですか。どれだけの電力ですか、これ。知れていますよ、こんなの。僕は、発電もできないと思うんですけどね。僕は、前島にも視察行っていますけど、前島は900トンですからね、毎日。ここ、73トンですよ、今。これからもどんどんごみ減っていくんですよ。

だから、私は、6月、9月議会でも申し上げたように、中電跡地に、中電跡地ですよ、尾鷲市につくるということも、まだ議会は本来認めていないんですよ、まだ。これ、議論していない、実はしていなかったんですよ。そこを蒸し返すつもりはないんですけど、もし尾鷲市につくると、中電跡地にどうしてもつくらないかんのやと言うのであれば、私は、6月、9月議会で申し上げたように、東邦跡のし尿処置施設もあるあの山側の高台がいいんじゃないかと。で、野球場のあたりだったら、標高23.7メートル、ほいで、真砂川の東側、標高20メートルありますよ。今の建設予定地4メートルですよ。4メートルに7メートルか

さ上げで11メートル。11メートルと、津波が来ると言っておるのに、あそこの湾でね。そんなこと、僕は、だから、本当におかしいないんですか、市長、これ。だって、みんな家建てるよ、今、光ヶ丘とか泉とか、あっちのほうに向かっておるんですよ、今。今、港町とか中井町とか、林町とか、あっちのほうに家建てる人、ほとんどいませんよ、ほとんどいません。高台に建てようとする。銀行だって、信用金庫だって病院のところに行ったやないですか。証券会社だって行ったでしょう。高台に移ったんですよ。

それと、もう一個、中部電力でさえ、営業所を光ヶ丘に持っていったんですよ、数年前に。あそこが安全だったら、営業所、あそこに置いておけばいいじゃないですよ。そう思いませんか、課長のみなさん。あそこが安全だというんだったら、自分のところで盛り土して、7メートル盛り土して、あそこへつくったらいいじゃないですか、お金かけて。7メートル盛り土するお金もかかりますよ。造成費用、今、66億円に入っていないけれども。何でそんな無駄なことするんですか。中電が、自分の営業所を光ヶ丘の高台に持っていつておるのに、何で行政というところが、それも広域ですよ。5市町ですよ。5市町のごみ処理施設をつくるのにですよ、あそこ、あんな4メートルのところを持っていくって。他の4市町だって、これ、不思議がっているんですよ。僕、熊野市議会にも頭狂っておらへんのかと言われました、この前も。紀北町もそうですよ。僕、日曜日に話しましたけど、何人かの議員と。おかしいないんかいって。尾鷲市議会、何考えておるんや。いや、僕らも何も決めていませんからという、それしか言えんからね。決めていませんもん、僕らは。

で、尾鷲市のまちづくりに関するアンケート調査というのがあります。これ、毎年やっています。ほいで、ことしも1月かな、やっておるのかな。ほいで、これ、まだ結果が出ていないので去年のを申し上げますと、尾鷲市が将来どのようなイメージのまちになってほしいですかというベストスリー、ベストスリーが、1位が保健医療、福祉施設が充実し、安心して元気に暮らせるまち、2番目が、地震や風水害への不安が少なく、安心して生活できるまち、安心できるまちですね。それから、3番目、海や山、川などの自然がたくさん残っているまちと、これがベストスリーであります。

だから、市民の皆様は、住みやすいまちにしてくれよと、これから先ね。生活しやすいまちにしてくれと言っておるんですよ。だから、行政があんな本当に玄関口ですよ。どこからでも見える。ほいで、僕、ゴールデンウィークに天狗倉山

に上ったんですよ。天狗倉山から見て、真ん前がこれ、中電の煙突が見えるんです、真ん前にね。夢古道や熊野古道の古道センターからも真ん前じゃないですか。こういう玄関口、本当に湾の中のあそこは一等地ですよ。一等地といたら語弊がありますけど。だって、台風のとこだって、あの辺の海が映るじゃないですか、マスコミはまず撮るでしょう。あそこがまず映るじゃないですか。朝の天気予報だって映りません、あの辺。象徴的な場所ですよ。

だから、僕は、あの海の、やっぱり市民の皆様の住みやすいまちにしてくれということですから、やっぱり住みやすいまちを目指さなあかん。だって、黒の浜の、この前の向井の議会報告会をやりました、黒の浜、たくさんの観光客が来ています。もうちょっと放流してもらえないかと。2年間放流していないみたいですね。ちゃんと30万円の予算があるのになぜかしていないと。これ、ちゃんとしてくれという話がありましたけどね。たくさんの本当にゴールデンウイーク来ていますよ、よその方々。それなのに、真横にね、本当、真横ですよ。真横にごみ焼き場、どいらいのどーんとあって、そこで潮干狩りしますか。食の拠点やら何やら、産直市場へ行って、ごみ焼き場見ながら御飯食べますか、干物買いますか。ほんまですか、市長、これ。市長が水産業の振興を掲げて、副市長なんて水産業の専門なんでしょう。水産業の振興をやりと言いながら、水産業を壊滅させてしまいますよ、これ。風評被害でね。風評被害、間違いなく出ます。だから、そういうことも含めて、ぜひ僕は考え直してほしい。考え直してほしいし、少なくとも旧町内の方々に対してきちんと説明してほしい、了解をとってほしい。

それと、僕は、それが無理やと言うのなら、住民投票してください、住民投票。そのぐらいの大きな案件ですよ、これ。これからの尾鷲市のまちづくりと。全体を集めてね。だって、こういうことを言う人もいるんですよ。5市町の東紀州のごみを集めて、ごみは集まるけど人が集まらんようなまちになるでって。あんな象徴的な場所つくって。それでいいんですか。市長は大阪行ったらええよ。市長職やめたら、終わったらね。でも、尾鷲のこの俺たち、まちいくだってやっているじゃないですか、尾鷲高校の子たちが。まちいくもやっていますし、一生懸命、今後の尾鷲のまちづくりを考えています。僕は高校生にも説明できないですよ。この前、中学生の男の子が聞きに来ました。本当にあそこにごみ焼き場つくるんですかって。いや、俺ら決めていないけどなど。やめてくださいと言っていましたよ。あんなところにごみ焼き場、おかしいんじゃないですかと言うていました。中学生の男の子が言うんですよ、中学生の子が。高校生の子なんて、もう俺、ど

うやって説明するんですか。まちいくで一生懸命、今回、ことし4回目かな、4回目やりました、3年前からやっているからね。4回目は一生懸命考えてくれてますよ、尾鷲市のまちどうしようって。それなのに、市長がマスコミを使って、決めただって。いつ決めたんですか。もっとこれ、じゃ、住民投票してくださいよ、市長、どうですか、住民投票。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） いろいろ奥田議員の思いを、いろいろと御意見を頂戴しましたんですけど、住民投票の前に、あその場所を、おっしゃるように、ごみということを考えれば、先ほど申しましたように迷惑施設というような、ただ、それをどういう問題があるのかというような、まず、環境アセスメントで絶対大丈夫なの、これは大丈夫です。これはもう断言できる。あとは、津波の話と、あれがごみ工場やでと思われないような景観なんですよね。これをこれからもきちんとした形の中でつくり上げていかなきゃならない。だから、先ほども申しましたように、津波のあれについても、一部、3号棟等々の今の既存の施設を使いながら、要するに浸水域からどんという、上へ上がるような、そういう計画も持っていますから、これからいろいろと計画をつくっていきながらお示しをしたいということなんです。

もう一つは、やはり、それを今ただエネルギーだけの話じゃなしに、エネルギーと関係しながら、いろんな産業を構築していかなきゃならない。産業を構築することによって、要するに働く場というのもつくっていかなきゃならない。要は、あの場所をどういう形にするのかということは、尾鷲を少しでもやっぱり再生できるような事業の可能性を見つけながら、活性化していきたいと、これが大きな目的なんです。

だから、先ほど申しましたように、住民投票の話につきましては、私自身は、まず、住民説明会とか市民懇談会あるいは行政常任委員会等で御説明、議論させていただいておるつもりであります。もちろん反対の意見の人も、奥田議員を筆頭にして、反対意見の方も一部ございますが、私自身は、住民投票を行う必要はないと思っております。

3番（奥田尚佳議員） 議長、一言だけ。

議長（三鬼孝之議員） 簡潔に。

3番（奥田尚佳議員） 簡潔に。

市長、そうやって何か曖昧なことで済ましてお茶を濁そうとするのかもしれない

せん。でも、私はさっき申し上げたように、5市町の協議、5市町のテーブルに乗せる前に、尾鷲市民へのきちんとした説明、了解、合意は必要だと思いますし、当然、議会においても十分な審議をして、僕は了解をとるべきだと思います。

住民投票も必要ないと言われましたけど、これだけ大きな案件ですからね。66億、まだかかりますよ、これ。今まで、これからどんどんエネルギー活用していくというんだから。幾らかかるのか。尾鷲市の財政で、それ、できるのかという問題がありますけれども、住民投票、私はすべきであるというふうに思います。それだけ申し上げて終わりたいと思います。

議長（三鬼孝之議員） ここで休憩いたします。再開は11時20分からいたします。

〔休憩 午前11時05分〕

〔再開 午前11時19分〕

議長（三鬼孝之議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、13番、濱中佳芳子議員。

〔13番（濱中佳芳子議員）登壇〕

13番（濱中佳芳子議員） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

本日のテーマは、バスの交通安全と、健康事業の取り組み方について、2点でお聞かせいただきたいと思います。

まず、12月に入り、1日から年末の交通安全運動が始まっております。きのうも交通安全県民運動の一環で、尾鷲警察署、尾鷲地区交通安全協会の合同啓発活動が実施されたと聞いております。

このところ、全国的に考えられないような交通事故の報道がふえていて、中でも、バス事故は単純な事故でなく、運転手の健康状態を起因とする想定を超えた悲劇が複数起きています。せんだっても地元を通る紀勢道で、運転手の意識不明による蛇行運転が起き、負傷者がなかったものの、一つ間違えば大惨事になりかねない事態でありました。

尾鷲市では、コミュニティバスとスクールバスの運行に責任が課せられていて、どちらも大勢の命を預かり、安全運行については、当然その対策が万全であることを約束するものであると考えます。特に、スクールバスについては、来春から九鬼以南の児童・生徒のほとんどが利用することとなります。

今年度で運行開始から20年近くがたち、今まで大きな事故もなく事業が進められてきたことは感謝するところですが、危惧される南海トラフによる大地震や、

昨今の異常気象、予期せぬトラブルなど、いま一度その安全対策に対して確認をしたいと思います。

コミュニティバス、スクールバスともに、業務の委託契約時に交わされる安全運行のためのマニュアルなどをお聞かせください。

次に、今定例会の所信表明で述べられた健康づくりの推進についてお尋ねします。

尾鷲市での高齢化率の上昇はとどまることなく高くなり、医療費、介護費の高騰もそれに比例して上昇の一途をたどっています。健康事業を市が率先して推進し、健康志向を高めることは、個人個人の幸福度を高めるだけでなく、健全な市政運営にも寄与することとなることから、さらに市民が事業の情報を得やすく、参加しやすい取り組みとなっていきたいと考えます。

今回の質問をするに当たり、関係課に資料を求めたところ、福祉保健課、生涯学習課、市民サービス課、商工観光課など、その目的別に複数の課にまたがっていて、さらに、津波対策の避難に備える体力づくりを考えたとき、避難行動に沿った考え方を取り入れるとなれば、防災危機管理課もその関係課と言えるのではないのでしょうか。

健康づくりの取り組みについては、市が主体となつての取り組み以外にも、コミュニティセンターの貸し館で行われるサークル活動などもあり、多種多様となっています。

そこで、もっとわかりやすく事業に参加できる体制づくりをどう考えるかお尋ねします。

例えば、福祉保健課の担当するウォーキング事業だけでも複数あり、そこで鍛えた健脚を生かし楽しむための集大成をツデーウォークで試そうとすると、その担当は商工観光課であるという感じになります。今年度のツデーウォークの出発会場には、福祉保健課の担当するHAPPYポイントの係がいて、それなりの連携がとれている気はしましたが、市民に全体が発信され、浸透しているかはまだ疑問が残ります。

子育て事業が複数課にまたがることで、それを明確化するための子育て5課がまとまり、包括支援としてワンストップの仕組みがスタートしています。この際、健康事業にもワンストップの仕組みができればと考えています。来年度以降に向けた市の考え方をお聞かせください。

壇上からは以上となります。よろしく御答弁お願いいたします。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） それでは、濱中議員の御質問のバスの安全対策についてお答え申し上げます。

まず、本市のコミュニティバスにつきましては、三重交通株式会社に指定管理及び業務委託による運行をお願いしており、お客様にとって安全安心な運行となるよう心がけていただいております。

三重交通株式会社では、安全対策に関して、まず安全管理規程、2番目に運輸安全マネジメント方針、三つ目は緊急時対応マニュアル、これを定めており、運転士の健康管理及び研修実施、危機管理及びリスク管理などに取り組んでおります。

具体的な取り組みといたしましては、運転士の健康管理及び研修実施に関しては、まず、年1回の定期健康診断の実施、そして、出勤時、退勤時におけるテレビ電話を用いた点呼の実施及び専用機器によるアルコールチェックを実施しております。加えて、法令遵守や運行管理における社内研修を年2回実施しております。

また、危機管理及びリスク管理に関しては、まず、車両へのIP無線機搭載による緊急地震速報の受信体制の確立、そして、緊急時における連絡体制の構築、さらに車内へのAEDの設置、そして、運転士講習会における緊急時対応マニュアルの周知、バスジャックの訓練の実施、救急救命訓練の実施等をしております。

このように不特定多数の方々がお利用されるコミュニティバスという性質から、日ごろより運転士の健康管理の徹底や、緊急時、非常時の対応マニュアルの整備、連絡体制の確立がなされており、十分な安全対策がとられているものと判断しております。

次に、スクールバスにつきましては、本市では、平成15年度よりスクールバスの自主運行を始めており、平成16年度からは一部を、平成17年度からは全ての運行業務を民間業者へ委託しており、現在、株式会社クリスタルタクシーに業務委託を行っております。

これまで大きな事故はなく、受託事業者には安全安心な運行に努めていただいておりますが、近年、大地震や異常気象等の災害時においても、徹底した安全管理が求められております。安全運行のためのマニュアル等につきましては、現在作成してはおりませんが、契約書において、運転手の適正診断の受診、生徒の安全を最優先した運行、車両故障時等の対応等を取り決め、安全運行に取り組んでお

ります。

平成31年4月より、三木小学校と三木里小学校が賀田小学校へ統合となり、来年度は、九鬼・輪内地区の多くの児童がスクールバスに乗降することとなります。

これに伴い、先般開催された統合委員会において、待ち合い時及び乗車時の避難行動計画や、地震発生時における運転士の行動マニュアル、バス乗車時の避難予測場所についてお示しし、十分御理解いただきました。

安全運行マニュアルにつきましては、本市のコミュニティバスや他のスクールバス運行マニュアルを参考とし、統合委員会でお示しした避難行動計画等とあわせて、本年度中に作成してまいりたいと考えております。

次に、健康増進事業の取り組みについてであります。

本市では、第6次尾鷲市総合計画後期基本計画にみんなが安心して健やかに暮らせるまちを掲げ、健康づくりの推進に取り組んでおります。現在、その取り組みは、目的や内容による事業ごとに複数の課が担当して実施しております。

初めに、幅広い世代を対象とした健康づくり事業では、健康体操やウォーキング、エアロビクスやヨガなどを中心とした健康な体づくりに取り組んでおります。その取り組みの中で、三木里海岸を活用したタラソウォークでは、タラソリーダーが自主活動を定期的に行い、また、健康ウォーキングサポーターによる自主会、木曜ウォーキングが毎週木曜日に活動を継続するなど、自発的な活動へとつながっております。

また、ウォーキングやニュースポーツなど、子供から高齢者まで誰もが気軽に楽しむことができる生涯スポーツの普及については、尾鷲市スポーツ推進計画の基本目標に掲げており、2021年開催の三重とこわか国体では、本市におけるデモンストレーションスポーツ競技としてウォーキングの実施が決定しております。このことから、本年のおわせ海・山ツアーウォークにおいては、6コースのうち1コースをまちなか熊野街道コースとして新たに設定するなど、デモンストレーションスポーツの普及に努めているところであります。

また、高齢者を対象とした介護予防及び認知症予防に効果のある健康づくり事業としては、尾鷲よいとこ元気寿命プロジェクトによる足腰を強くする健康づくり教室のほか、市内の五つの介護事業所において、運動機能向上や健康相談などを行う一般介護予防教室を展開しております。加えて、認知症予防に効果のあるスクエアステップ教室では、科学的根拠に基づいた運動のプログラムとして、三

重大学と連携し実施しており、教室の参加者の中からリーダーを養成し、事業の自主継続に取り組んでおります。

これらの取り組みは、福祉保健センターや中央公民館及び各コミュニティーセンターを会場に、福祉保健課、市民サービス課、生涯学習課、商工観光課が連携して行っており、健康HAPPYポイント事業として位置づけ、市民の参加意識の向上を図りながら市民の健康づくり、ひいては医療費及び介護費用の縮減をも目指して取り組んでおります。

議員の御提案にありますように、市民の健康増進のためには、情報をわかりやすく伝えることにより、健康づくりに取り組むきっかけをつくり、自分の生活習慣に合った事業を選んでいただき、そして、継続できる仲間をつくることが重要であると考えております。

そのためにも、関係課の一層の連携が重要であると考えております。子育て支援における関係5課の連携や、ワンストップ窓口である子育て世代包括支援センターのように、健康づくりにおける各課の連携強化を検討してまいりたいと考えております。

以上、御質問に対する御回答は以上でございます。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） ありがとうございます。

まず、交通安全というところから再質問させていただきたいと思います。

実は、22年度、当時、九鬼・早田地区の子供たちが賀田へ通学をするという、その機会にも一度、同じようにスクールバスの安全対策を質問させてもらっております。最初、その平成15年というあたり、私、この場所におりませんものだから、最初の安全対策に関しては、少し私のほうでも認識が薄いところがあるかなと思っていたんですけども、22年、質問したときに、答弁の中に、今後、避難訓練を実施する、運行中の避難訓練を実施するというふうに答弁をいただいておりますけれども、その後の避難訓練、乗車時の避難訓練の実施状況はどれぐらいの形になっておりますか。まず、その辺、お答えください。

議長（三鬼孝之議員） 学校教育担当調整監。

教育委員会学校教育担当調整監（大川太君） 今の御質問にお答えさせていただきます。

輪内中学校のほうでは、避難訓練につきましては、平成14年度から現在に至るまで、新1年生の入学にあわせて各地区においてタウンウォッチングを行い、

浸水域あるいはブロック塀、危険区域を探してということで、避難訓練等を実施しております。ただ、スクールバスについての避難訓練において、実際に現地で逃げたというようなことについては、まだまだそこは至っておりません。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） 実は、今回確認したところ、4年前に輪内中学校のほうで、防災教育の一環で、バス通学路での避難場所、避難経路のマニュアルづくりというのをされておまして、特に輪内地区におきましては、民家のないところを通る、そういった経路が多くあるということで、そのまちとまちの間で被災をしたとき、非常時が起こったときに、どういったところに避難ができるのかとか、どの場所ならば待機ができるのかということをお子たちを中心に確認されて、マニュアルをつくっているという、そういった資料を見せていただきました。

これ、ちょっと先に聞いて、打ち合わせのときに聞きますと、今度、高規格道路を通る経路があるというふうには聞いているんですけども、高速道路は、天候が悪くなくても、事故なんかで突発的に通行止めが起こることも再々ありますので、そういったことから考えると、311号を使うルートは全く使わないということはないと思うので、そういったあたりも含めて、そのマニュアルというのは今後も生かしていく必要があるのかなと思うんですけども、これからは、小学生、幼稚園も含めて、中学生よりも幼い子供たちがスクールバスを使うことになると思うんですけども、このマニュアルを、それこそ小・幼にも活用できるような形できちんとつくっていく、そして、さらにその情報を保護者とも共有するということが必要かなと思うんですけども、そういったあたり、計画としてはどのようになっているかお聞かせください。

議長（三鬼孝之議員） 学校教育担当調整監。

教育委員会学校教育担当調整監（大川太君） 今、議員がおっしゃった輪内中学校の防災学習ですけども、平成26年度に全校防災学習の一環として、スクールバス利用時、梶賀から九鬼に至る311号線、ずっと子供たちと教師とずっと回りました、で、ここの場所にもし大津波、大地震が起こったときには、ここだったら逃げられる、あるいは、ここは川沿いだから逃げてはいけない場所だとか、そういうので全てを調査した取り組みを行いました。

で、その子供たちが次の年に、3年生は卒業しますので、平成27年度には新しい1年生が入ってきましたので、その子供たちを実際に現地へ連れていき、前年度

の学習をもとにした、そういう学習の活用をした学びの場というのをやっております。

今おっしゃられたように、これから小学生、幼稚園児、その子たちのやっぱり安全を守るという意味でも、こういった既に残っている貴重な資料等、そういうものを活用して、本当にみんなが一致団結して取り組んでいけるようなものに仕上げたいと考えております。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） まず災害を想定したところから入ってしまいましたので、この際ですので、要望というか、お願いしたいんですけども、緊急時というのは、自然災害にかかわらず、途中で長時間車をとめてしまわなくてはならない状況というのが考えられると思います。前を走っている車の交通事故で塞がれてしまうということもあります。

その地区から学校までの距離が短いからといって、その途中でとまらないとは限らないものですから、これは全部のバスに対してなんですけれども、長時間待機を見越した緊急物資というものは現在乗せられているのかどうか、そういったあたりを確認したいんですね。

例えば、これ、今スクールバスに関してを聞いておりますので、小さい子供ですと、やっぱりトイレ、なかなかバスの外に出てということも難しい場合もございますし、だからといって我慢しなさいといってできるものでもないという、その程度の想像しか、私、していないんですけども、例えば、簡易トイレ、携帯トイレなどが常に常備されているような形というのが求められるかなと思うんですけども、そういったことは現在やられていますでしょうか。

議長（三鬼孝之議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（内山洋輔君） 御質問の緊急時における防災グッズ等の整備についてでございますけれども、今現在のところ、バスにそういった配備は行っていないという状況でございます。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） 恐らく今までそういったことがなかったことは幸いしているのかなとは思いますが、やはり昨今の異常気象なんかは本当に急にということがたくさんございます。それから、交通事故に関しても、本当に想定していなかったことがどんどん起こっておりますので、そういった食料品ではな

いので、恐らく期限なんかも割と緩く設定できるのかなと思うので、携帯トイレであるとか、あと、本当に真冬時にバスの中でそういった事態が起こらないとも限らないので、そういった防寒のものであるとかという、積んで邪魔にならない程度の準備はされたほうがいいのかと思うので、ぜひその辺をお願いしておきたいんですけども、どうですか教育長、そのあたりは。

議長（三鬼孝之議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（内山洋輔君） 今回の御提案のございました防災時におけるグッズ等の搭載につきましては、今現在、公共交通バスにおきましても、1時間程度以内のバスの運行に関しては、そういった備えはされていない状況もあって、スクールバスにおいても同様の考え方をしていたところでございますけれども、今後、乗車される対象が子供さんということもあって、簡易トイレ等、その他防災グッズ等についての搭載については前向きに検討したいと考えております。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） それから、冒頭でも申し上げましたように、交通事故の種類の中に運転士さんの健康状態の突発的な出来事によって起こるというのが、せんだつての紀勢道だけではないです、少し前には横浜市でもかなり大きな事故になっておりました。

今回、この質問をつくるに当たって、いろんなところの運行マニュアルを参考に調べてみたんですけども、宮城県にあります丸森町というところのスクールバスの運行マニュアルにありますのが、それこそ利用者側の生徒、保護者、それから、管理側の教育委員会であり、学校でありというところに全て配布されていて、公開されているところなんですけれども、微に入り細に入りというか、運転手の健康チェックに関してのあり方が物すごく細かく記されているものも見せていただきました。これ、事前に教育委員会のほうにも、このマニュアルの情報提供をさせていただいて、確認はしてもらっていると思うんですけども、そういったことを契約書の中で交わすだけではなくて、きちんとマニュアルとして、別のもので、一個一個の点検というものが業務の中で、事業者のほうで実施されること、で、その実施されたことをきちんと確認できる、そういった体制づくりというものをお願いしておきたいと思うんですけども、そういったあたりはどういう計画を考えていらっしゃるか、お願いしたいと思います。

議長（三鬼孝之議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（内山洋輔君） 現在の委託業者の取り組みといたしまして

は、運転士に対しまして、年1回の定期健康診断、それと、国認定による安全運転士等のための適正診断を実施し、事故防止の対策に取り組んでいるところでございます。

また、乗務前、乗務後には点呼を義務づけており、出勤時には必ず事務所に於いて職員との対面により疾病、疲労、睡眠の状況や免許証等携行品の確認を行っており、その際には専用機器によるアルコールチェックも実施をしているところでございます。

また、退社時には職員体面を基本として、場合によっては電話というときもあることでございますけれども、自動車道路及び運行の状況や交代運転士の報告等を確認しておるところでございます。

議員からも資料の提供をしていただいた、御提案になった交通事故、運転士の安全確認であったり、健康管理の面につきましては、今後、今現在作成中であります交通安全運行マニュアルのチェック項目という形で定めていきたいと、このように考えています。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） そのさまざまなチェック事項であるとか、あと、災害時、非常時の確認であるとかということに関しまして、みんなが情報共有をするということが大切かなというふうに思わせていただいておりますのですけれども、実はこれまでも、実際スクールバスを利用している中での課題が発生したり、問題点を気づきがあって学校にお伝えしたりという、そういった行動を保護者のほうからとっていただいたということが今回の状況を調査する中で出てきたんですけれども、ただ、そういったことが教育委員会まで届いていないであるとか、あと、教育委員会まで届かないということは、事業者との協議であるとか、改善とかにつながっていないということがわかりました。

ここまで恐らくそれも大きなことにならずに済んでしまったのかなと、それは私たちも想像力の欠如で、反省するところなんですけれども、この際、各小中学校、幼稚園もなんですけれども、このスクールバスを安全に運行するという上で、みんながそれぞれの思いを共有する、そういった運営協議会の設置なんかが必要ではないかなと思います。

それによって、問題点、課題の解決、改善というあたりが、みんなが情報共有できることによって安心につながるのではないのかな。そういった仕組みをその中で一つ一つ確認をしていくということによって、気づきを早めたり、その結果、

改善に早くつながるといったことが考えられるんですけども、こういった運営協議会なのか、コミュニティスクールとなっているところから、その協議会の中でその部分を持っていくのか、形としてどういったことが考えられるのかなと思うんですけども、そのあたりのお考えをお願いいたします。

議長（三鬼孝之議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（内山洋輔君） 今の御質問のスクールバスの運営協議会等の御質問についてお答えいたします。

現状の今までの連絡体制につきましては、必要時には運転士が学校へ連絡をし、協議、対処を行っており、状況に応じて学校から保護者、また、私ども教育委員会のほうに御連絡をいただいておりますという状況でございます。また、事故等の場合は、委託事業者から直接教育委員会に報告があるという状況でございます。

現在、保護者の皆さんからの御意見や御要望につきましては学校に寄せられておりますけれども、これまで直接教育委員会に御連絡をいただいたことはなく、また、学校から教育委員会に対し報告が行われていない場合も時にはあり、本年度開催されました統合委員会におきまして、保護者の皆さんから御意見等をお聞きしたことから、改めてこれまでの御意見や御要望等につきましては、学校から聞き取りを行ったという状況でございます。

今後、児童・生徒の安全安心な登下校の確保とともに、スクールバスを円滑に運行するためには、保護者の皆さんを初め学校関係者、受託事業者、教育委員会、また、その他の関係機関との意見交換や情報共有が極めて重要であると認識しておりますので、新年度にはスクールバス運営協議会という形のものを設置したいというふうに考えています。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） 今、その運営協議会の設置を進めていただけるということを言っていたいただくと理解させていただきます。

これ、今、話を聞きますと、事故があったりとか、何か非常時の連絡体制はできているけれども、ふだんの運行によつての意見聴取がなかなかできる体制ではなかったのかなというふうに感じます。それで、やはり学校側から教育委員会に問題点が伝わらない部分があった、それは、恐らく受けとめる側と発信する側の温度差もあると思います。お願いするほうは、もう大変なことと思ってやっても、受けとめる側が、もうこの程度であればここで片づけられるなという、そういった思い込みの部分もあるようにも感じます。

なので、そういった問題の多い少ない、大きい小さいではなくて、思いついたことがきちんと伝えられるような形として運営協議会は有意義なことではあるのかなというふうに感じております。

それと、恐らくやってみたけれども違っていたということは結構あります。特に、今回新しく統合されるようになりますと、全学年が初めてスクールバスを経験するという学校も出てきます。そういった中で、こういった備えをしていくのかということ少し気になる場所ですので、他市町の様子を調べてみました。

まず、近いところで熊野市なんですけれども、熊野市さん、4路線を持っています。そのうち1路線が市直営のスクールバス、あとが尾鷲市と同じように業務委託でやっているスクールバスというふうになっております。その委託と直営の違いにかかわらず、大型バスには小学校だけが乗るバスと、小中幼と乗るバスとあるように聞きましたけれども、大型バスには添乗員をつけているというふうに聞かせていただきました。これは、やはり子供たちの様子というのは、そのときによって急なことが起きる場合がある、そのときに運転士さんに全て子供の様子も把握しながら安全運転に努めてくださいというのはなかなか難しいことであるので、運転に集中をしてもらうための備えとして、2台のバスに添乗員をそれぞれつけておりますというふうに聞かせていただきました。これは、夏休みなど長期休暇中の登校日にも同じような形になっております。中学生だけが乗るときには、添乗員は今のところつけていない、これが熊野市の状況になっております。

今回、幼稚園も移動するのにバスを使うというふうになっておりますけれども、こういったこの添乗のことはどういうふうに4月からなのか、今からなのか、計画されていますか。

議長（三鬼孝之議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（内山洋輔君） 4月からの幼稚園児の通園に係るスクールバスの運行についてですけれども、幼稚園児につきましては、運転士のほかに、年間を通して添乗員を配置する予定でございます。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） 幼稚園児のスクールバスの送迎に関しましては、やはりバスに乗った時点からもう幼稚園に行ったという感覚なのかなと思うんですけれども、私も随分たちましたけれども、幼稚園に送迎をするときというのは、初めて親元から長い時間を離れるに当たって、本当に周りを見ていても、親と離れる

のにすごく時間のかかる子もいたりとか、本当に不安になる子供がいたりとか、それを見送る親たちの不安な気持ちであるとかというのを見てきた覚えがあります。添乗員さんをどういう人に乗ってもらうかということも、本当に子供なれしていないと、恐らくお預かりするほうも大変だろうし、送り出すほうも不安な気持ちになると思います。きっちりと保護者の皆様ともお話し合いを持って、添乗員さんの確保に関しましては慎重に進めていただきたいと思います。

現在で予定されているようなことがあればお聞かせいただきたいと思うんですけども。

議長（三鬼孝之議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（内山洋輔君） いまだ人選等について、今のところ選考という形はとっておきませんが、今現在、受託をさせていただいている株式会社のほうとも、少しその辺のあたりの話をさせてもらいましたら、当然、その地区の事情を知った方がいいということで、区長さんに相談するというのも一つの手法かなというような話は、今のところさせていただいているところでございます。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） 幼稚園が乗るまでにはまだあと春まで少し時間もありますので、そこらあたりがきっちりと皆さんの安心を得られるような形をとっていただきたいなと思います。

それから、小学校に関してなんですけれども、現在、一番大きいバスは何人乗りになりますか。

議長（三鬼孝之議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（内山洋輔君） 現在の大型バスは45人定員となっております。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） これ、熊野市の例をとりましても、29人乗り以上は添乗員を常につけるという形で、運転士に安全運転に専念をしていただく備えをやっておりますという答えをいただきました。

あと、ほかの県にまたがって調べてみますと、千葉県房総半島のあたりでは、この辺と似通ったような地形のところ結構ありまして、やはりバスの通学路に民家のない路線を走るところが多数あって、やはり非常時の備えとして、小学生にでも添乗員をつけるということをやっている学校が幾つございました。

そういったように、やっぱり安全ということ、安心ということ、それから、バスに乗るマナーに関しまして、あと、ルール、約束事に関しまして、小学生に対してきっちりそれを守っていただくような啓発というのにも必要だということもありまして、これ、私、手元でちょっと持っておりますのがインターナショナルスクールのものでありますけれども、これは、スクールバスハンドブックというものがつくられておりまして、その中に、事業者側と執行側の、管理側の約束事だけではなくて、乗る側の約束事、利用の決まりなども同じように載せられていて、例えば、バスの中で立ち歩きをしないであるとか、そういったあたりのことが書かれているハンドブックができておりました。

その中に、非常時に関する添乗員さんの役割だけではなくて、日常の社会への一歩としてのコミュニケーションのあり方を学ぶ機会として、バスマザーというものが配置されているというふうに書かれております。朝、バスに乗ったときに、運転士さんとかバスマザーとのコミュニケーションのとり方、朝、気持ちよく御挨拶ができるかどうかの確認であるとか、子供が本当に朝から元気であるのかどうかの、それこそ顔色を見ていただくような役割、そういったことによって、社会とのコミュニケーションのあり方などをバスに乗った時点から学ぶというような、そういった方向性でのバスマザーの採用というものが書かれておりました。

今後、今すぐにこれが決められるのかどうかということは難しいかもしれませんが、今後、そういった小学生の乗るバスについて、これは新しい学校という意味ではなくて、輪内地区、周辺地区全体のスクールバスのあり方として、先ほどお願いしました連絡協議会で、スクールバスの運営協議会ですか、そういった中で、きっちりとしたことの必要性について御意見を伺ったりとか、教育委員会の考え方をお伝えしたりとかする中の情報共有であるとか、そういった意思疎通が図られるべきではないかなと思うんですけれども、教育長、添乗員のあり方としてはどういうふうに考えられますか。教育長、どう、添乗員。

議長（三鬼孝之議員） 教育長。

教育長（二村直司君） 添乗員は、何よりも子供の安全安心のためにつけるわけがございますので、当然、マナーも含めて、子供の健康管理等、挨拶を通して子供の表情を見るとき、そして、どの子にはどういう特徴があつてというようなことを詳細にやっぱり把握していただく仕事だというふうに思っておりますので、当然、そういう資質のある方を希望したいなというふうに思っておりますし、それと、一方、バスマナーの件につきましても、当然これまで学校、スクールバスを使っ

ていないところにしても、登下校のマナーとかいった形でやっております。そういう点では、今回、学校管理下の中で、いわゆるスクールバスの運行、また、利用をするわけですので、当然そういったことに対するマナーの学習というのはやらせていただきたいなというふうに考えております。

議長（三鬼孝之議員） 間もなく正午になりますので、会議を中断いたします。

〔休憩 午前 11 時 59 分〕

〔再開 午後 0 時 00 分〕

議長（三鬼孝之議員） 会議を再開いたします。

13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） 注意事項、乗る側の利用の決まり、注意事項に関しましては、これはコミュニティバスにおいても同じかなというふうに思うんですね。今、ちょっとスクールバスの話をしておりましたので、少し飛びますけれども、今回、ホームページなんかに記載されておりますコミュニティバスの利用に関してのところ、やっぱり非常時の対応のことであるとか、最初に市長の説明の中にすごく細かく対応、対策は持っていていただいているようなんですけれども、でも、それは利用する側にきちんと情報伝達がされているのかなというふうな気がしております。簡単なことでは、やっぱり立ち歩きの件、お気をつけくださいであるとか、それから、一応、市内放送のほうで、例えば、荒天によるバスの運行中止であるとか再開ということは、その都度、その都度行われておりますけれども、これもある程度の一定のルールがあって行われていると思うんですけれども、そういったあたりの発信はちょっと見つけにくい状態がございます。

コミュニティバスのお客さんへの注意喚起などは、こういった場面でされているのかということ、この際ですのでお答えいただきたいと思います。

議長（三鬼孝之議員） 政策調整課長。

政策調整課長（大和勝浩君） 議員の御質問なんですけど、いろいろ危機管理マニュアルとかはあります。それは、三重交通さんのほうのホームページには一応載っております。

ただ、このコミュニティバスを利用している方々につきましても、有事の際はマニュアルにのっとりまして、運転士さんの指示に従っていただくということになります。多少の知恵でもつけておけばスムーズな行動ができるのではないかと、載せられる範囲で、マニュアルの中身とかも、ホームページ、それから広報紙にも掲載していこうかなと思っておりますので、現在、それを調

整させていただきたいと思います。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） 運営協議会なんかでのその協議事項の中には、恐らくこれから生徒の数がふえますから、乗降場所の安全対策に関しても、さらにいろいろな対策が必要になってくるのかなと思いますので、そういったことも協議事項として考えておいていただきたいなというふうに思っておりますので、ここは要望とさせていただきたいと思います。

やはり、スピードの関係ですとか、高規格道路を使うことになる、ルートが変わるということに当たっては、運転士さんに対する安全啓発ももっとさらに大きくするべきかなと思っておりますので、そういったことも、周りから見た、保護者の目から見た安全運行に関する御意見なども、定期的に運営協議会などで情報をいただくような形をとっていただくようにしてもらうことを要望しておきたいと思います。

特に、高速道路ですね、高規格道路に関しましては、非常時の対応は、先ほどもコミュニティバスのほうでも、市の対応と、さらに事業者の対応というふうなことがございました。

だけど、高規格道路に関しましては、特に道路管理者である本線上でありましたら国土交通省、インター線におきましては県の道路管理というふうに、管理者が違ってまいります。それに警察署の交通安全課なども入ってきますと、その対応が多岐にわたることになっております。それぞれの対応を情報共有するための協議の場も必要なのかなと思うんですけれども、これまでは、高規格道路はスクールバスは使っていなかったんですけれども、そういった道路管理者、警察署の交通安全課などとの協議は、どのように状況してなっておったか、これまでの状況をお知らせください。

議長（三鬼孝之議員） 教育総務課長。

教育委員会教育総務課長（内山洋輔君） 今回のスクールバスの再編に伴いまして、当然交通ルートが変わるわけがございますけど、まず、駐車スペース等については警察のほうに問い合わせをし、駐車が可能なのかどうかといったような確認を行わせてもらいました。

高速通路についても問い合わせはさせていただいているところですが、まずは、高速道路については、今の構造上、まず、阪神・淡路大震災程度の規模のものであればまず安全であるという話で伺っております。

ただし、そういった場合に緊急時の通行車両等も通ることもあって、バスとか普通の一般車両等が停滞することになるわけですが、そういった場合、バスや一般車両等については、いずれの時間帯になると本線からいずれかに移動する必要があるということもあって、そういった災害時、緊急時の場合によることについても、また、今後、スクールバスの運営協議会の場に、各関係機関、警察を初め、道路管理者を初めとした方にも参加をいただいて、協議を行ってまいりたいと、このように考えています。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） ちょっともう時間もなくなってきましたので、ちょっと最後に市長のほうにもお願いしておきたいなと思うんですけども、コミュニティ、スクールバスともに、この高規格道路、高速道路を使っていくようになります、これから。高速道路の事故というのは、一度起こるとすごく大きくなる傾向にありますね。冒頭で申し上げましたバス事故からも、本当に1週間以内で、紀北町で起きた事故に関しましては、死者が出るような悲しい事故になっております。

先ほどの教育総務課長のお話いただいた事故時には、そういった道路管理者が誘導するとか、そういったこともあって、対応がありますというふうにも言われました。実は、台風、この秋に連続してきたときに、やはり熊野尾鷲道路のほうで通行止めを行うといった、そういった対応のときに、一旦もう乗ってしまった車をどうするのか、台風の時でも、地震の時でもそうですけれども、やっぱり長くそこにとどまっておくことができないので、それぞれ安全を確認した後は、それぞれの出口からおりていただいて、安全なところで待機をしていただく、これが高速道路の管理者の今の対策の方法だというふうに聞いております。これが警察が対応する場合においても、そういったふうに安全確認をするために本線道路からおりていただいて、待機場所をまず一旦決めていただくというようなことをお聞きいたしました。

ところが、熊野側の出口には、周辺にはある程度の広さの場所が確保できるんですけども、尾鷲市側の道路にはないんですね。で、一応、原則として、熊野尾鷲道路の本線からおろすときには、できるだけ熊野側、尾鷲側といったような形の両端からおろすというのが原則として考えられておる。そのとき、そのときの安全の状況によって、賀田インターを使う、三木里インターを使うということもなくなはないけれども、基本的にはそういうふうになっている。そうしますと、

南インターのほうが実は待機場所、今ないんですよ。これはもうバスだけではありません。一般の交通に関してもそうです。東紀州全体、三重県全体、紀伊半島全体を考えても、この熊野尾鷲道路の現在の起点である南インターのところには、そういった待機場所がないことをすごく心配しております。

今後、Ⅱ期工事が済んで、ここが通行ができるようになったとしても、恐らく尾鷲市内で待機をしてもらうというときに、北インターに場所を求めることはなかなか難しい、物理的に。そうしましたときに、南インターが、以前には、道の駅議論があったときにそういった話もありましたけど、今はもう次の工事が進んでおります。でも、工事は終わっておりません。恐らく、この地区としての防災の退避場所であったりとか、駐留場所であったりとかというものをきちんとどういった形で求めていくのかを市長発信していただく必要があるのかなというふうに考えております。

実は、この先週末に、国土交通大臣が道路整備に1兆円を超える財政投融资を追加したい、暫定2車線の複車線化に使いたいといった記者発表がありました。で、それがどこになるかはこれから決める、こういうふうな発表がされております。この暫定2車線が複車線化するということも本当に安全対策として大事なことになってまいります。そういったことを、きちんと機を捉えて、中央への要望であるとか、このまちの防災のあるべき姿として、高速道路を有効に使うといったあたりの要望をきちっとやっていただいて、積極的に行ってほしいと考えております。

そういった安全対策に関してのことを市長はどのようにお考えか、お答えいただきたいと思えます。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 雨の非常に多いこの場所においては、当然のことながら、それに対する災害ということも可能性として非常にあるんじゃないかと、このように考えております。

そういった中で、待機場所等の整備要望ということにつきましては、災害時あるいは交通安全対策などには必要不可欠であると思えますので、その辺の状況をこちらのほうで察知して、要望活動はいつでもやっていきたいなど、とりあえず一応、材料を、それをきちんとまとめて、それに対して、私としては、要望ということは関係各官庁の機関のほうに協議とか要望はぜひやっていきたいと、このように思っております。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） もう一つの質問も残しておりますので、そろそろまとめなくてはならないんですけども、今回、タイミング的に前回の22年、九鬼・早田が新しく統合されて、スクールバスを新しく使うといったタイミングでやらせていただいたものですから、今回もタイミング的にこの時期になっているんですけども、これは、スクールバスを新しく使うという地区だけではありません。もう本当にスクールバスを全体、考えたときには、いま一度、昨今の状況を考えて見直しをお願いしたいというところでしております。

でも、そうはいってでも、やはり新しくスクールバスを使うことになった地域に関しましては、準備期間がとても短い中で行われております。市長も御存じのとおり、統廃合に関しましては4年も5年もかけて心づもりをしてきたものが、わずか半年で新しい動きに行かなくてはならない状況になっております。

その中で、一つでも不安な材料を取り除いて新しい新学期を迎えたいという思い、その保護者の皆さんの思い、あと、一番不安に思っているのは、きちんと次の学校に向かっての心づもりを児童みずからが準備してきたその地区の子供たちです。子供たちに不安な思いをさせないために、子供たちが安心して楽しく学校に通えるような準備、それをきっちりをつくってあげてほしいと思います。あともう4カ月ございませぬ。その中でどれだけのことができるかは、我々大人の手にかかっているのだなということを改めて感じておりますので、そういったあたりの心づもり、決意のあたりを教育長と市長のほうから聞かせていただきたいんですけども、ちょっと手短にお願いします。ごめんなさい、時間が。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 今回の三木、三木里小学校の統合をまず断念して、それで、賀田小学校のほうに統合したと、そういう決断を私はやりました。

その間に、いろいろと保護者の方々、地域住民の方々ともいろんなお話し合いをした中で、こういう結論にした以上、まず、保護者の方々が何を心配されているのか、一番先に言われたのは、スクールバスの運行ということについて十分配慮していただきたいという、それをもって今、教育長を中心にしながら保護者の方々と協議会、統合委員会を含めて、ソフト、ハード面を含めながら、特に、スクールバスについては、きちんと応分の対応をするようにという指示を出しながら、今、今日に至っているという状況でございます。

当然のことながら、ソフト面においては、教育長を中心にしながら、事務局と

して中心にしながらか統合委員会の中で、ソフト面、今までの三木、三木里小学校でいろいろと築き上げてきた、そういう内容についても十分成果を生かすような形で指示は出しています。

要は、議員がおっしゃるように、誰なんですかと。やっぱり子供なんですよね。子供にやはりそういう負荷をかけるようなことは、私としては避けなきゃならないと。ただ、今までが自宅から通って、自宅で歩いて学校に通ったと。それが、一つのバスというツールの中で決めなきゃならない。やっぱり心配事もあると思います。だから、そういうことも含めて、子供たちに負荷をかけない、心身ともに負荷をかけないような状況をきちんと極力避けるようにという指示をしながら対応をしてもらっている気持ちでいるんですけれども、そういう形で今やっております。

議長（三鬼孝之議員） 教育長。

教育長（二村直司君） 今回、三木、三木里両校の統合につきまして、本当に期待に沿えない結果となった。そのとき以来、私の気持ちとしては、じゃ、この賀田に統合する3校、これが本当に統合してよかったと、何よりも子供たち、保護者の皆さんが思えるような、そういうふうな学校をつくりたいという気持ちでいっぱいでございます。その際に、何よりもやっぱり子供たちの安全安心の確保がこれはもう最優先課題であるというふうにして、いろんな意見を聞かせていただきながら対応をさせてまいりました。

そんな中で、バスの運行のさまざまな課題も見えてきまして、これはやはり日常的にもう少しお話し合いをして改善できる、そういう組織もつくらなければいけない、さっき運営協議会のこともございました。そういうことの中で、出てきた課題を一つずつクリアしていく、そういうシステムをつくるとともに、やはり何よりも心配なのは小さな子供たちですので、やっぱり添乗員のことであろうと。ですから、幼稚園については、添乗員を年間つける。小学校につきましても、少なくとも1学期の中で添乗員をつけながら、また、幼稚園の教諭、また、小学校の教諭も当番制で一時ずっと当面乗っていただいて、そこで出てきた課題をさらに整理して、保護者、地域の方に安心していただくような、そういう取り組みをしてみたいというふうに思っております。ぜひよろしく願いいたします。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） ありがとうございます。

今まで、教育は本当に教育委員会に任されておりましたものが、ここ何年か前

の教育総合会議という形で、市長が一番の責任者としている組織になってまいっておりますので、全体、まちづくりの中の全体の子供たちを育てるという観点、ぜひそこをお忘れなく、今後とも進んでいっていただきたいと思います。

もう時間がないので、ちょっと健康事業のほうが少し時間がないんですけども、1点だけお願いしておきたいのが、やはりもう本当に開始から何年も何年も積み重ねてでき上がってきておるものもありますし、きちっともう組織ができ上がってやっているところ、あと、講師・先生たちが継続して本当にきちんとしたコミュニケーションをとりながらやってきている、そういった形の健康事業もきちっと聞いております。

ただし、それが実はグループというような形になると、新規参加がしにくいんですよというような声も聞いておりますので、いろんな新陳代謝も含めて、今後、事業を進める中でやっていただきたいなど。あと、場所の確保であるとか、使用料の有無であるとかとか、そういった明確なルールが全部に情報発信できるような形で進めていただきたいなと思いますね。

これは要望としてお願いしておきたいんですけども、健康事業の中で一つ、例えば、尾鷲市の場合、プールがあつてなくなった、で、その中で紀北町がプールができ上がってきたことで、尾鷲市としては、市民の皆様の健康づくりのために、そこを有意義に使わせていただくということ、紀北町とのプールの共有をさせていただいて、共有という言葉が適切かどうかわかりませんが、使わせていただくために補助制度を設けたりとか、そういったことで健康維持をしていただいているグループもございます。

今後、尾鷲市の財政を考えたときに、新しいプール、なかなか難しいのかなと思うんですけども、現状のそのプールを使っていく中で、例えば、民間が指定管理を受けていると聞いておりますので、通い方、そのプールに通うためのもう一つの手段として、バスの送迎なんかは本市まで乗り入れていただけるような、そういった形がとれないのかなということも含めて、また、紀北町と協議をしてもらえるような場ということを考えていただけないかと思うんですけども、市長、いかがですか、それに関して。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（加藤千速君） 温水プールの紀北町ができ上がって、それを補助金を出して尾鷲市の方々に御利用いただいていると、（聴取不能）。その中で、次のステップとしてきたのは、紀北町といえども海山といえども、尾鷲からそういうバスが出

ていないのかという、その話は聞きました。聞きましたけれども、それをどうしていくのかということについての今、私自身がこうしようというような思いはまだ全然ございません、正直言って。ですから、その辺のところも、そういう方々が多い、どういう方々なのかという、自分で車を運転できない人なのかと、そういうことも分析しながら、その辺のところは、まず実態を調査してみたいなと思っております。

議長（三鬼孝之議員） 13番、濱中議員。

13番（濱中佳芳子議員） 先ほど奥田議員のアンケート調査で、皆さんが住みやすい幸せなまちになりたいと願っているというアンケート結果の話、それと同じような形なんですけれども、本当に今、いろんな課題があって、厳しくなっている中で、やはり市民にとって何が一番いいのかということ、それを中心にお互いに進めていければなと思っております。ありがとうございました。

議長（三鬼孝之議員） 以上で、本日の一般質問は打ち切り、あす5日水曜日午前10時より続行することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

[散会 午後 0時21分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 三 鬼 孝 之

署 名 議 員 濱 中 佳 芳 子

署 名 議 員 内 山 將 文